# 円山動物園消防設備修繕業務仕様書

## １　目的

本業務は、円山動物園内における消防設備について、使用期限経過したもの及び経年劣化した設備の交換等を行うことで健全な状態に保ち、施設内の安全を確保することを目的とする。

## ２　業務概要

本業務は、円山動物園内に設置されている使用期限（設計標準使用期限）を経過した既存消火器の更新、経年劣化した感知器および予備電池（蓄電池）の交換を行うとともに、撤去した既存部材を法令に基づき適正に処分・リサイクルするものである。
（設置場所・数量等詳細は別図１及び別紙１）

(1) 新規消火器の納入および設置
(2) 光電式スポット型感知器の納入および交換設置
(3) 非常警報器および誘導灯予備電池の納入および交換
(4) 交換に伴う各種作動試験・点検の実施
(5) 撤去した既存消火器、感知器および廃電池等の適正回収・廃棄処理
(6)本業務の実施に当たり、園内動物の状態による作業中断、動物の入院・妊娠・出産に伴う緊急の作業中断にも柔軟に対応できる体制を構築すること。
(7)業務の実施に当たっては、本仕様書による他、関係法令を遵守し、併せて委託者の指示によること。

## ３　業務実施期間

契約書に示す日から令和９年３月３１日まで

## ４　業務対象施設

札幌市円山動物園（札幌市中央区宮ケ丘３番地１）

## ５　業務内容

(1) 消火器の納入および設置（設置場所・数量：別紙１内表１参照）

納入する消火器は、消防法に基づく国家検定合格品（型式承認品）であり、製造日から1年以内の新品とする。全ての新規消火器に「消火器リサイクルシール」が貼付されていること。既存の設置場所（消火器ボックス内、または専用フック等）へ適正に配置・設置すること。設置にあたっては、消防設備士の有資格者が配置状況（標識の有無、高さ、変形等の異常がないか）を確認し、不備がある場合は発注者に報告すること。

(2) 感知器の納入および交換（設置場所・数量：別紙１内表２参照）

感知器を納入し、既存感知器と交換・取付を行うこと。交換後は受信機との連動作動試験を実施し、正常に機能することを確認すること。

(3) 予備電池（蓄電池）の納入および交換（設置場所・数量：別紙１内表２参照）

予備電池を納入し、対象機器の既存電池と交換すること。交換後は充電状態の確認および試験点検を実施し、正常に機能することを確認すること。

(4) 撤去品の回収及び適正処分

撤去した消火器は、広域認定制度に基づく「消火器リサイクルシステム」により適正に処理すること。（撤去対象消火器は全てリサイクルシール貼付されたもの（有効期限内）

撤去した感知器は委託者指定の場所へ保管すること。

撤去した予備電池（密閉形蓄電池等）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）等関連法令に基づき、リサイクルまたは産業廃棄物として適正に処理すること。

## ６　共通事項

(1)　施設内の立入作業については、動物の状態により作業時期に注意点・制約があることから、作業計画を委託者と綿密に協議すること。

また、日により資機材の搬出入経路、搬出入時間の制約が異なることから、事前に委託者と作業予定日の確認を行うこと。

(2)　配線工事・試験中は地区音響音を出さずに試験を進め、音響確認のみ動物に影響の少ない日時へ集約すること。また、音響確認について、事前協議の上、委託者の指定日時で行うこと。

(3)　取外した受信機については、委託者指定場所（動物園内）へ移動すること。

(4)　引き渡された業務目的物が、種類または品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、速やかに無償で修理に応じること。

(5)　獣舎内の往来については、委託者の指示に従うこと。

(6)　その他詳細は委託者の指示による。

## ７　業務実施における一般事項

(1)　作業員は腕章等を着用し、本業務の作業員であることが判別できるようにすること。

(2)　円山動物園敷地内すべて禁煙である。

(3)　盗難、火災等の発生に注意すること。

なお、異常を発見した場合には、ただちに委託者に報告すること。

(4)　拾得物は、ただちに委託者に届け出ること。

(5)　受託者の負担の範囲

ア　関係官庁、その他法令に基づく申請手続き等が必要な場合は、業務に支障ないよう遅滞なく行うこと。ただし、申請手続き等に要する費用は、受託者の負担とする。

イ　交換、点検等に必要な工具、計測機器等の機材、及び材料、消耗部材等についても受託者の負担とする。

(6)　安全の確保について

作業の実施にあたっては、通行者や車両等の事故防止に努めるとともに、本業務に起因する事故に対する一切の責任を負うこと。

(7)　作業実施について

作業実施に伴う騒音や振動等により、動物や来園者への影響が心配される場合には、予め委託者に指示を仰ぐこと。また、動物の入院・出産等により一時的に作業を中断する場合もある。

(8)　車両の入構について

園内に作業車両が入構する場合は、予め委託者の許可を得、運転者及び運転者

連絡先を車両に分かるように表示すること。また、車両の通行については、来園者や園内他工事との調整が必要となるので、事前に委託者と十分協議を行うこと。

(9)　備品等の破損事故

業務の実施にあたり、備品、設備、掲示物等を棄損し、または棄損箇所を発見した場合は、ただちに委託者へ連絡のうえ、適切な処置をとること。

(10) 作業報告

工程の進捗報告、疑義の解消、情報共有を行うための打合せを適宜行うこと。

## 8　環境負荷低減事項

本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。

(1)　燃料・電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
(2)　極力低公害自動車等、環境負荷の少ない車両を使用すること。
(3)　アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に努めること。

## 9　提出書類

業務完了後、速やかに以下の書類、データを提出すること。

(1)　完了届
(2)　業務写真（データ）
(3)　試験結果報告書（感知器作動試験、誘導灯・非常警報器点検結果）
(4)　新規消火器の製造年が確認できる書類
(5)　既存消火器の適正処理を証明する書類（特定窓口受取伝票（排出者控）原本等）
(6)　撤去電池等の適正処理（リサイクル・産廃処分等）を証する書類
(7)　その他、委託者の指示するもの

## 10　その他

本業務の実施に関しての疑義については、委託者・受託者の双方が協議してこれを処理すること。また、本仕様書に記載されていない事項であっても技術的に必要と思われることはすべて行うこと。